堺市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

堺市監査委員 小 堀 清 次

同 田渕和夫

同 藤坂正則

同播磨政明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

堺区役所

(企画総務課、自治推進課、防災推進室、市民課、保険年金課)

堺保健福祉総合センター

(生活援護第一課、生活援護第二課、地域福祉課、子育て支援課、堺保健 センター)

第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日~令和4年10月31日) ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日~令和5年3月29日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書 類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民課

(1) 総務手数料 (戸籍・住民基本台帳等手数料) について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑 登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。 この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなか った。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収 事務を行っている。 この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 3 堺保健福祉総合センター 生活援護第一課
 - (1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた 者がいた場合等に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として 収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 4 堺保健福祉総合センター 地域福祉課
 - (1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、 並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金 (養護老人ホーム負担金) について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入 している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 5 堺保健福祉総合センター 子育て支援課
 - (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付について

堺市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、 母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務を行っている。 この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 6 堺保健福祉総合センター 堺保健センター
 - (1) 環境衛生手数料(狂犬病予防手数料)について 堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

7 区役所共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘 すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 普通財産の管理

堺市財産規則では、普通財産の借受人は、市長の承認を得ないで当該 普通財産を転貸し、又は権利を譲渡できないとされている。これに係る 市長の承認基準では、地域会館敷地の借受人が同敷地内に自動販売機を 設置する場合の条件として、以下のものを定めている。

- ・道路等公共空間を撮影する防犯カメラが付属されたもの
- ・AEDが付属されたもの
- ・募金機能が付属されたもの などいずれか

令和 4 年 12 月 20 日に、市が貸付けを行っている地域会館敷地の実地調査を行い、関係書類を確認したところ、以下のものがあった。

(7) 三宝校区地域会館(敷地)

現地に設置されている自動販売機には、防犯カメラ及び AED が付属 されていなかったが、市は平成 27 年 7 月に防犯カメラ及び AED を付 属する自動販売機の設置申請を受け、承認を行っていた。

(イ) 錦綾校区地域会館(敷地)

平成21年12月に、募金機能が付属された自動販売機の設置承認を 行い、その際、募金機能が付属されていることを示す借受人と募金事 業の主催者等との契約書の写しを受け取っていた。

しかし、当該契約の有効期間は令和2年3月31日までとされており、市は設置条件を満たしているかどうかについて確認しないまま、令和2年4月以降も自動販売機の設置を承認していた。

(自治推進課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、 適切な処理をする必要がある。

ア 業務完了後の検査

堺区役所フロアマネージャー業務について、契約書では、受注者は毎 月業務が完了したときは業務完了届を市に提出し、市は同届を受理した ときは検査をしなければならないとされている。

しかし、業務完了届の提出を受けていない段階で、監督員は業務完了 届が提出されている旨の評定を行い、検査を完了させていた。

(企画総務課)

イ 委託業務における提出書類

堺保健センター消防用設備等保守点検業務について、仕様書では、受 注者は、年 2 回(9 月、3 月)の消防設備の機器点検を行う際に、担当者 の資格者証等の写しを提出することとされている。

しかし、令和4年9月26日の点検に際して、市は当該写しの提出を 受けていなかった。

また、過年度においても、少なくとも令和元年度以降は当該写しの提 出を受けていなかった。

(堺保健福祉総合センター 堺保健センター)

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、 適切な処理をする必要がある。

ア 実績報告における提出書類

堺市自治会施設賠償責任保険補助金交付要綱では、補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内を期限として、実績報告書を区長に提出することとされている。

しかし、保険料の支払により補助事業が完了しているにもかかわらず、 当該期限内に補助事業者から実績報告書の提出を受けていなかった。

(自治推進課)

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

物品取扱員の確認及び所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあった。

イ 公金外現金の収入、支出時の決裁

公金外現金取扱基準では、収入又は支出するときは、その金額及び内訳等を記載した書類を作成し、決裁を受けることとされている。

しかし、公金外現金として管理している応急援護資金に係る収入及び 支出について、所属長の決裁を受けていないものがあった。

(堺保健福祉総合センター 生活援護第一課)